

◆愛知県内の他市町村で予防接種を希望される方へ◆ (高齢者用肺炎球菌・インフルエンザ)

■接種前の手続きについて：手続きには10日ほどかかります（郵便にかかる時間は除く）。

1. 予防接種を受けたい医療機関が愛知県の広域予防接種事業の協力機関であるか電話などで確認してください。
2. 予防接種を受けたい旨を医療機関へ連絡し、了承を得てください。
3. 以下の書類を豊橋市へ提出してください。
 - ☐ 高齢者用予防接種連絡票・依頼書交付申請書（代筆の場合は、本人または家族名義で申請）
 - ☐ 豊橋市が送付した予診票
 - ☐ 郵送で書類の受け取りを希望する方は返信用封筒（切手の貼り付け※、送付先の記載が必要）※ 送付する書類の重さは約14gです。切手料金については郵便局の料金表や窓口等でご確認ください。
4. 「広域予防接種連絡票兼接種済証」と「広域予防接種事業専用予診票」をお渡しします。

■予診票について

1. 他市で接種する際には、後日お送りする「広域予防接種事業専用予診票」を使用してください。
通常の豊橋市内接種用の予診票は使えません。
2. 他市での接種をやめた場合など、同じ予診票が複数あるときは、二重接種を防ぐため必ず破棄してください。

■接種について

1. 以下のものを医療機関に持参し接種してください。
 - ☐ 広域予防接種連絡票兼接種済証
 - ☐ 広域予防接種事業専用予診票
 - ☐ 住所・氏名・生年月日を確認できるもの（健康保険証・運転免許証・マイナンバーカード等）
 - ☐ 60歳から65歳未満の対象の方は身体障害者手帳
2. 「連絡票兼接種済証」に記載された接種費用を医療機関へお支払いください。

■注意事項

- ◆ 高齢者用肺炎球菌は年度末までに、インフルエンザは実施期間終了までに接種できるように申請してください。
- ◆ 連絡票交付前に接種した場合、又は接種日時点で豊橋市民でない場合は、接種費用が全額自己負担となりますのでご注意ください。
- ◆ 接種をしなかった場合は、健康政策課へ必ず連絡をしてください。

◆ このリーフレットはご家族のみなさんで目を通してください ◆

担当：豊橋市保健所 健康政策課 予防接種担当

住所：〒441-8539 愛知県豊橋市中野町字中原100番地（ほいっぶ内）

電話：0532-39-9109